

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5条第1項の規定による地域手当の割合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第6号

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5条第1項の規定による地域手当の割合を定める規則の一部を改正する規則

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5条第1項の規定による地域手当の割合を定める規則(令和7年美浜町規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年美浜町条例第10号)附則第5条第1項の町長が規則で定める割合は、 <u>100分の7</u> とする。	美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年美浜町条例第10号)附則第5条第1項の町長が規則で定める割合は、 <u>100分の4</u> とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。